

# 令和8年度太田市事業者用太陽光発電システム 導入報奨金申請の手引き

## 1. 報奨金について

---

太田市では、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電を推進するため、市内事業所に太陽光発電システムを導入した中小企業者等を対象に、報奨金を支給します。

## 2. 対象者

---

群馬県の「令和8年度太陽光発電設備等導入支援事業費補助金」（以下、県補助金という。）の交付決定を受け、市内の事業所に太陽光発電システムを導入した事業者。

※市税等の滞納がある者は対象外とします。

## 3. 対象設備

---

令和8年度県補助金の交付決定を受け導入された太陽光発電システム

## 4. 報奨金の額

---

発電出力1キロワットあたり2万円（上限200万円）

※予算の範囲内で実施します。

※発電出力は、県への実績報告で認定された値

## 5. 手続きの流れ

---

申請から報奨金支給までの流れは、次のとおりです。

※以下、群馬県の「太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱」に定められている様式は、太田市の報奨金事業の様式と区別するために                      で表記します。

**手続1** <群馬県の補助金交付決定通知書（別記様式第5号）受領後>

県から補助決定を受けた内容に基づき、電子申請（LoGo フォーム）で申請

⇒入力後、市で内容を確認し、受付結果等をお知らせします。

**手続2** <群馬県の補助金額確定通知書（別記様式第11号）受領後>

県への実績報告内容に基づき、県からの補助金額確定内容を電子申請（LoGo フォーム）で申請

⇒最終的な内容を審査し、申請者に報奨金支給決定通知を送付します。

## 6. 申請方法

---

以下の2つの手続きを電子申請（LoGo フォーム）により受付ます。

受付 URL は、受付期間中、市の HP で公開いたします。

申請順に確認・審査を行い、受付します。支給見込み額が予算を越えた場合、期間内であっても受付を終了します。予算額が残り少ない場合は、入力手続きを行っても報奨金の支給を受けられない場合がありますのでご了承ください。

※やむを得ない事情により電子申請ができない場合はご相談ください。

### 手続1 ○LoGo フォームによる入力

□期間：令和8年9月1日（火）から令和9年2月26日（金）まで  
最終日は17時で受付を終了します。

※県の太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）の受領後  
受付金額が予算額を上回った場合、期間中であっても受付を終了します。

□提出書類：

フォーム入力の際に以下の書類の写し（PDF ファイル）が必要です。

- ① 県の太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）
- ② 同意書【様式第2号】
- ③ 誓約書【様式第3号】

### 手続2 ○LoGo フォームによる入力

□期間：令和8年9月1日（火）から令和9年3月19日（金）まで

※県の太陽光発電設備等導入支援事業費補助金額確定通知書（別記様式第11号）の受領後

□提出書類：

- ④ 県の太陽光発電設備等導入支援事業費補助金額確定通知書（別記様式第11号）

## 7. 支給方法

---

支給決定後に市から送付する「太田市事業者用太陽光発電システム導入報奨金支給決定通知書」に記載された日に、指定の金融機関口座に振り込みます。

## 8. 留意事項

---

報奨金の支給を受けた方に対し、市の施策等について情報提供や、市の調査・啓発事業等についての協力依頼をすることがありますので、ご承知の上、可能な範囲でのご協力をお願いします。

## 9. 問合せ先

---

太田市 産業環境部 脱炭素推進室

（電話）0276-47-1953 （FAX） 0276-47-1881

（E-mail）[025660@mx.city.ota.gunma.jp](mailto:025660@mx.city.ota.gunma.jp)